○御殿場市軽度·中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱

平成25年8月9日 告示第203号

改正 平成27年12月28日告示第318号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の補 聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を 支援するため、予算の範囲内において助成金を交付することについて必要な事項を定め、 その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則(昭和30年御殿場市規則第12号)及 びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象児童)

- 第2条 助成金の交付の対象となる児童は、申請時に次のいずれにも該当する18歳未満の者(以下「助成対象児童」という。)とする。
 - (1) 御殿場市内に住所を有すること。
 - (2) 両耳の聴力レベルが、原則としてそれぞれ30デシベル以上であり、身体障害者手 帳の交付の対象とならないこと。
 - (3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の 専門医により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果が期待できると判断さ れること。

(助成対象からの除外)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象 から除外する。
 - (1) 助成対象児童の属する世帯の中に、申請のあった月の属する年度(申請のあった月) が4月から6月までの間にあっては、前年度)の市町村民税所得割額が46万円以上 の者がいる場合
 - (2) 助成対象児童が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定等に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

(助成金の算定基礎)

第4条 この助成金の算定の基礎となる額は、助成対象児童が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費若しくは修理に要する経費(以下「購入費等」という。)として市長が必要と認める額と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示第528

号。以下「基準告示」という。)に定める額(以下「基準価格」という。)のいずれか少ない額とする。ただし、基準告示別表の1の(5)の補聴器の項中「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度難聴用」を含むものとする。

2 助成に係る補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側で装用することとし、教育上等真に必要と市長が認めた場合は、両側に装用することができるものとする。この場合の助成金の算定の基礎となる額は、左右それぞれの耳についての購入費等として市長が必要と認める額と、基準価格に2を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

(助成金の交付額)

- 第5条 助成金の交付額は、前条に定める額に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。 (助成金の交付申請)
- 第6条 助成金の交付を希望する助成対象児童の保護者(以下「申請者」という。)は、 御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書(兼代理受領申請書)(様 式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) 第2条第3号の精密聴力検査機関の専門医が、助成対象児童の聴力検査を実施した 上で交付した難聴児補聴器購入費等助成金交付に関する意見書(様式第2号。以下「意 見書」という。)
 - (2) 意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器購入費等の見積書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

- 第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付 の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を可と決定したときは、御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書(兼代理受領承認決定通知書)(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するとともに御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付券(兼代理受領に関する委任状)(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付し、御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定連絡票(兼代理受領承認決定連絡票)(様式第5号)により補聴器販売事業者(以下「決定業者」という。)へ通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を否と決定したときは、御殿場市軽度・中 等度難聴児補聴器購入費等助成金不交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に 通知するものとする。

(補聴器の購入等)

第8条 前条の規定により交付決定通知書の交付を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに交付決定通知書に記載された決定業者に給付券を提示し、補聴器の購入、更新又は修理をするものとする。

(助成金の請求)

- 第9条 交付決定者は、補聴器の引渡しを受けたときは、決定業者に購入費等を支払うものとする。
- 2 前項の規定により購入費等を決定業者に支払った交付決定者は、給付券に購入費等の 支払をしたことを証明する書類を添えて、市長に対し助成金を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたと きは、助成金の額を確定し、交付決定者に支払うものとする。

(請求及び受領の特例)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、決定業者は、あらかじめ助成金の受領について市長と契約を締結したときは、交付決定者に代わって助成金の請求及び受領(以下「代理受領」という。)をすることができる。
- 2 市長は、交付決定者が決定業者に対し助成金の代理受領を委任したときは、交付決定 者に支払われるべき額の限度において、助成金を交付決定者に代えて、当該決定業者に 支払うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による支払をしたときは、交付決定者に対する助成金の交付をしたものとみなす。
- 4 決定業者は、代理受領を行うときは、交付決定者から給付券の提出を受け、請求書に 給付券を添えて市長に請求するものとする。

(助成金の返還)

- 第11条 市長は、助成金の対象児童又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したとき。
 - (2) 虚偽の届出を行う等不正な行為があったとき。

(台帳の整備)

第12条 市長は、補聴器購入費等の交付に当たり、御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日からこの告示の公示の日までの間において補聴器の購入、更新又は修理を行った助成対象児童に関する第6条の規定による申請については、この告示の公示の日以降速やかに行うものとする。この場合において、第2条中「申請時」とあるのは「購入時」と読み替えるものとし、第10条の規定は適用しないものとする。

(準備行為)

3 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うこと ができる。

附 則(平成27年12月28日告示第318号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、これを 取り繕って使用できるものとする。 様式第1号(第6条関係)

御殿場市長 様

 申請日
 年 月 日

 (申請者)

 住所

個人番号

対象者との続柄 ()

印

電話

氏名

御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

また、申請に係る世帯全員の住民登録資料及び税務資料について確認することを承諾します。

	住	所									
助成	フリ	ガナ						性	別	男 •	女
対 象	氏	名						雷	話		
助成対象児童	個人	、番号						甩	茚		
里		三月日			年	月	日	年	齢		歳
F.				名				個	人番	号	続柄
世帯の											
状											
況											
購入等を希望する補聴 器の種類等											
*	四十、	フムナロギ	00 or ±	名 称							
希望する補聴器販売 事業者名			所在地								
事業者名				電 話							
補口	補聪			の代理受領 ついて、代理	里受領	頁にて御殿	場市が	補聴器	器販売	事業者へ助成金を支持	払うことを申
補	聴器の 新 又 /	F間の 購入、 は修理	□他 □そ 左 □他	殿場市軽度 法令に基づ の他((有・無)	・中 ⁴ く補 ¹	徳器購入了 年 等度難聴り	見補聴者 費等の助) 月 見補聴者	· 器購入 力成を 引購入	費等 サ 受け [†] 日 費等 リ	加成金の交付を受けた	

添付書類

- (1) 難聴児補聴器購入費等助成金交付に関する意見書
- (2) 補聴器購入費等の見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

難聴児補聴器購入費等助成金交付に関する意見書

氏 名	男・女 生年 月日	年	月 日
住 所			歳
原因となった疾病・外傷名	【具体的な原因疾病・外傷名】	•	
	ABR・ASSR閾値(年月日実施)右 dB、左 ABR・ASSR閾値(年月日実施)右 dB、左 ABR・ASSR閾値(年月日実施)右 dB、左 OAE(TEOAE・DPOAE)反応 有・無 ※直近の検査結果を添付して下さい。	dB dB dB	
	聴力レベル(右 dB)(左 dB) C O R 500 1000 2000 Hz 10		
現症	40 50 60 70 80 90 100 dB	年 月	日実施)
	500 1000 2000 Hz 10 20 30 40 50 60 70 80		
※聴力レベル、ASSR 関値は、周波数 500・1,000・2,000 Hzの音に対する値	90	年 月	日実施)
を、各々a・b・c とし、(a+2b+c) /4により算出してください。 ※検査結果は検査方 法に○を、検査官 月日及び結果を記 入してください。	500 1000 2000 Hz 0 10 20 30 40 40 50 60 70 ※気		ターの形式 聴力をご記
	100 [] dB (年 月	日実施)

障害の状況		
必要とする補聴器の装用耳の欄に○	をお書きく	ださい。
	右 左	対象者
軽度・中等度難聴用ポケット型		00 50 10 0 #### 12 11 11 22 2 2 12 12 11 11 11 12 12 1
軽度・中等度難聴用耳かけ型		- 30~70dBの難聴に対応できる補聴器が必要な方
高度難聴用ポケット型		- I Address I I A A A London I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
高度難聴用耳かけ型		- 70dB以上の難聴に対応できる補聴器が必要な方
重度難聴用ポケット型		The state of the s
重度難聴用耳かけ型		- 90dB以上の難聴に対応できる補聴器が必要な方
耳あな型レディメイド		身体上・職業上等の理由で、ポケット型及び耳かけ型の補聴
耳あな型オーダーメイド		□ <u>器の使用が困難で真に必要な方</u> (オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な方)
骨導式ポケット型		伝音性・混合性難聴者であって、耳漏が著しい方又は外耳
 		- 閉鎖症等を有する方で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な方
FM型(FM補聴システム)		教育上・職業上等の理由でFM型が必要な方(原則1個)
イヤモールド		
①両耳装用が必要な理由及び具体的 (支給対象となる補聴器は <u>原則1個</u> 業上等の理由、その効果を具体的 教育上の理由 (対象年齢:原則4~ 職業上の理由	です。両耳 にお書きく	必要な場合は、該当する理由に○をお書きの上、教育上・職 ださい。)
その他		
②高度難聴用・重度難聴用・耳あな	_ ,, ,,	こ・FM型(FM補聴システム)が必要な理由及び具体的な効果
電話番号 ()		した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医に限る。 て受けるよう取り扱うこととする。

現在の会話・コミュニケーションの状況、補聴器の使用状況をお書きください。 【現在、補聴器を、[使用している ・ 使用していない 】 (○をお書きください。) 様式第3号(第7条関係)

御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書 (兼代理受領承認決定通知書)

 第
 号

 年
 月

 日

様

御殿場市長

印

年 月 日付けで申請のありました御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

助	住 所								
成 対	フリガナ				性別		男	· 女	
象 児	氏 名				電話				
童	生年月日		4	年	月	目			
3	交付番号		j	第		号			
ì	央定内容								
決	名 称								
定業	所在地								
者	電 話								
	基準額		見積額	利用者負担		1額		助成金額	
		円	円			円			円

補聴器購入費等について、代理受領にて御殿場市が決定業者へ助成金を支払うことを次のとおり決定しました。

申請者	
(委任者)	氏 名
決定業者	業者名
(受任者)	来有名

※ 補聴器購入費等の助成を受けた助成対象児童及びその保護者は、補聴器を目的に反して使用し、 譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはいけません。この条件に違反したときは、当該 助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

様式第4号(第7条関係)

御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付券(兼代理受領に関する委任状)

2	交付番号					Ĵ	第			号				
助	住	所												
成対	フリガ	ナ						性	別		男	· 5	ζ	
象旧	氏	名						電	話					
児童	生年月	日				4	F	月		日				
申	請者氏名	4						é	売柄					
補理	聴器の種	類						修理	里部位					
決	名和	陈												
定業	所在均	也												
者	電影	話												
	基準	額			見積	額		利用	者負担	担額		金額		
			円	н н						円		円		
上	記のとお	り決な	定しま	す。							l			
						年		日						
									御殿	場市長			印	
補聴器の引 き渡しを受 けた日			年	月	日	受けた者の氏名					印	続柄		
						委(E 状							
申まし		決定	業者に	補聴器購	 大費	等助成金の記	青求及	び受食	頁を委	任し、決	定業	者は、こ	れを承諾し	
年 月 日 申請者								電話	所 舌番号 名				印	
						決定刻		所 電記	在 在 括番号 称	1			印	

様式第5号(第7条関係)

御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定連絡票 (兼代理受領承認決定連絡票)

 第
 号

 年
 月

 日

様

御殿場市長

このことについて、次のとおり決定しましたので、御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

助	住 点											
成対	フリガラ	ナ					性別		男		女	
象児	氏	名					電話					
童	生年月日	Ħ			年	Ē	月	月				
申請者氏名												
申	請者住所											
3	交付番号		第									
ì	決定内容											
決	名 称	5										
定業	所在地	ī										
者	電話	î										
	基準額	頁		見積額		利	J用者負担	題額		助	成金額	
			円		円			円				円
代理	申請者	I Ft	: 名									
受領	決定業者 (受任者	一类	者名									

様式第6号(第7条関係)

御殿場市軽度·中等度難聴児補聴器購入費等助成金不交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

御殿場市長印

年 月 日付けで申請がありました御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の交付について、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、御殿場市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

理由

様式第7号(第12条関係)

御殿場市軽度·中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳

単位:円

番	申請受付年 月 日	助成対象児童			申請者氏名	区 分 (新規・更 新・修理)	交番 号	交付決定	補聴器	#:HI TI	補聴器販売事業者名	助 成年月日	購入費等の額	算 定	利用者負担額	助成	農業
号	年月日	氏名	生年月日	住所	中間市区石	新・修理)	番号	年月日	の種類	36/1144	間地の砂火ル中米自力	年月日	947/3E4P*76R	基礎額	負担額	金額	1811-75

- (注) 補電器の種類
 (1) 軽度・中等度難聴用ポケット型
 (2) 軽度・中等度難聴用エかけ型
 (3) 高度難聴用ポケット型
 (4) 高度難聴用ポケット型
 (6) 重度難聴用ポケット型
 (7) 耳あか型(レディメイド)
 (9) 背導式ポケット型
 (9) 背導式ポケット型
 (10) 骨導式眼鏡型

様式第1号(第6条関係)

(一部改正〔平成27年告示318号〕)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第12条関係)